

令和2年度介護保険料

普通徴収は7月から納付開始



介護保険料は、介護を必要とする人数や介護サービスの必要量の変化に応じ、3年ごとに見直しています。

消費税増税に伴い公費負担による低所得者層への保険料軽減措置が行われ、第1段階から第3段階までの保険料が減額されます。

65歳以上の人の介護保険料の変更一覧

所得段階	新保険料	旧保険料
第1段階	18,300円	22,900円
第2段階	30,600円	33,600円
第3段階	42,800円	44,300円

保険料の納め方

第1号被保険者（65歳以上の人）

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。

特別徴収／年金が年額18万円以上の人は年金から天引きされます。

普通徴収／年金が年額18万円未満の人は、納付書を使用し指定（代理）金融機関またはコンビニエンス

ストアで納付するか、口座振替で納付してください。
※65歳になった人や転入した人は、しばらくの間普通徴収になります。

第2号被保険者（40歳～65歳未満の人）

加入している医療保険と合わせて徴収されるため、介護保険料の通知は届きません。

滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて、介護サービスが受けられなくなる場合があるため、納め忘れないようにしてください。

保険料の減免

生活が著しく困窮していると認められる人を対象に、介護保険料の減免制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難になった人への減免制度もあります。詳しくは介護保険課にお問い合わせください。

☎介護保険課 995-1821

すそのんプレミアム付商品券

市内の消費と市民の皆さんの暮らしを支援します



新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいる市内消費の活性化と、市民の皆さんの暮らしを支援するため、市内事業所や店舗などで利用できるすそのんプレミアム付商品券を発行します。プレミアム率は50%で、1セット15,000円分の商品券を10,000円で購入できます。

商品券の購入

7月1日現在で市に住民登録がある世帯の世帯主に對し、7月下旬から商品券購入引換券を送付します。引換券を持って、商品券販売所で購入してください。

販売数／1世帯につき2セットまで

販売所／引換券に同封する販売所一覧または広報すその8月号をご覧ください。

商品券の利用

利用期間／8月1日(土)～10月31日(土)

利用できる店舗／7月中旬に市公式ウェブサイトへ掲載します。

他次の商品の購入や支払いには利用できません。

- 不動産（土地・家屋、家賃、地代、駐車場など）
- 出資や金融商品
- たばこ
- 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 性風俗関係特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料など
- 宝くじ、totoなど

☎産業振興課 995-1825

取扱事業者の登録を

商品券の取り扱いを希望する店舗などは、商品券取扱事業者登録をお願いします。

市公式ウェブサイトの申込フォームから申し込むか、商工会または産業振興課にある登録用紙に必要事項を記入し、郵送またはファクスで提出してください。 ※商品券を利用できない商品のみを取り扱う店舗などは登録できません。

期10月15日(木)

